

女性の活躍加速のためのワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を 公共調達等において評価する取組について

I 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」のポイント

1. 基本的な考え方

※平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定

○ 女性の活躍を推進するため、その前提となるワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、公共調達及び補助金の分野において、企業のポジティブ・アクション等を推進することを目的。

2. 調達時におけるワーク・ライフ・バランスを評価する 取組内容



○ 各府省が、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定（えるぼし認定等）の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画策定中小企業）を加点評価。

○ 取組の実施に当たっては、不正な手段を使った企業が採用されることのないよう、適切な基準を設定し、公正かつ客観的な評価や取扱いを行う。（具体的な配点は、各府省において設定。）

※ ワーク・ライフ・バランスの取組を進めることで、一般に、業務の改善・見直しなどによる業務の効率化、女性など多様な人材の確保・定着による企画力の高度化や市場の変化への対応力の向上等を通じ、生産性の向上が図られ、これにより、価格競争力の向上だけでなく、事業の品質の確保・向上につながることも考えられる。

※ えるぼし認定等は、いずれもワーク・ライフ・バランスの取組のうち重要な長時間労働の抑制に関する基準を設けている。

II 取組状況（平成30年度）

女性活躍推進法の施行（平成28年4月1日）以降、取組が格段に進捗している。（ ）は、取組対象調達全体に対する取組実施済調達の割合

	平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国	約10億円	約6,200億円(14.5%)	約9,400億円(25.1%)	約1兆2,100億円(32.2%)
独立行政法人等	—	—	約3,900億円(34.3%)	約6,700億円(41.9%)
計	約10億円	約6,200億円	約1兆3,400億円	約1兆8,700億円

女性活躍推進法に基づく新たな取組を開始

(参考)取組の根拠・背景

「女性活躍加速のための重点方針2015(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」(抄)

3. 女性活躍のための環境整備

(2)長時間労働の削減等の働き方改革

- ③ 女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」(「女性活躍推進法」)(抄)

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(平成19年12月18日策定(平成22年6月29日一部改正)仕事と生活の調和推進官民トップ会議)(抄)

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

：平成29年度末までに加点評価の取組を全面導入済
 単位：百万円、件

(1)平成29年度に、取組対象となる公共工事等の調達がない機関	物品役務等			備考	
	取組対象調達の規模A	うち取組実施済調達の規模B	B/A		
					金額
内閣官房	金額	2,333	2,333	100%	
	件数	64	64	100%	
人事院	金額	2,336	2,336	100%	
	件数	17	17	100%	
公正取引委員会	金額	39	39	100%	
	件数	2	2	100%	
警察庁	金額	33,800	30,255	90%	平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち6%程度)等は未実施
	件数	53	36	68%	
個人情報保護委員会	金額	1,755	1,018	58%	平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち42%程度)は未実施
	件数	14	11	79%	
金融庁	金額	1,358	1,264	93%	平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち7%程度)は未実施
	件数	37	32	86%	
消費者庁	金額	146	146	100%	
	件数	13	13	100%	
復興庁	金額	2,338	1,787	76%	平成29年度途中から全面導入
	件数	63	41	65%	
総務省	金額	74,967	73,020	97%	平成29年度から全面導入(取組対象調達金額のうち3%程度は地方公共団体等との契約)
	件数	794	725	91%	
経済産業省	金額	159,366	43,945	28%	平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち64%程度)等は未実施
	件数	1,238	1,091	88%	
会計検査院	金額	1,924	1,907	99%	平成29年度から全面導入したが、個人の参加が見込まれた調達(取組対象調達金額のうち1%程度)は未実施
	件数	6	5	83%	

(2)上記以外	物品役務等				公共工事等			取組対象			備考
	取組対象調達の規模C	うち取組実施済調達の規模D	D/C	取組対象調達の規模E	うち取組実施済調達の規模F	F/E	取組対象調達の全体規模C+E	うち取組実施済調達の規模D+F	D+F/C+E		
										金額	
衆議院	金額	2,380	1,029	43%	866	0	0%	3,246	1,029	32%	物品役務：平成30年度から全面導入 公共工事：平成30年度途中から全面導入
	件数	21	14	67%	14	0	0%	35	14	40%	
参議院	金額	208	208	100%	650	0	0%	858	208	24%	公共工事：令和元年度から全面導入予定
	件数	12	12	100%	11	0	0%	23	12	52%	
最高裁判所	金額	1,430	477	33%	11,585	0	0%	13,015	477	4%	物品役務：平成30年度から全面導入 公共工事：スケジュールに沿って順次導入中
	件数	25	13	52%	128	0	0%	153	13	8%	
内閣府本府	金額	20,538	17,361	85%	50,423	20	0%	70,962	17,380	24%	物品役務：平成30年度から全面導入 公共工事：関係省庁から支出委任を受けた事業が大部分であり、委任元省庁のスケジュールに沿って順次導入中
	件数	339	260	77%	398	6	2%	737	266	36%	
宮内庁	金額	86	86	100%	9	9	100%	95	95	100%	
	件数	1	1	100%	1	1	100%	2	2	100%	
法務省	金額	34,824	32,846	94%	33,544	0	0%	68,367	32,846	48%	スケジュールに沿って順次導入中
	件数	69	41	59%	18	0	0%	87	41	47%	
外務省	金額	6,903	6,903	100%	1,980	0	0%	8,883	6,903	78%	平成29年度途中から全面導入
	件数	161	161	100%	1	0	0%	162	161	99%	
財務省	金額	42,449	6,599	16%	207	207	100%	42,655	6,806	16%	平成29年度途中から全面導入
	件数	191	56	29%	2	2	100%	193	58	30%	
文部科学省	金額	51,384	31,939	62%	4,907	91	2%	56,291	32,030	57%	平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち39%程度)等は未実施
	件数	2,564	1,477	58%	6	3	50%	2,570	1,480	58%	
厚生労働省	金額	99,881	95,590	96%	2,020	1,863	92%	101,901	97,453	96%	平成29年度から全面導入(取組対象調達金額のうち4%程度は地方公共団体等との契約)
	件数	1,001	956	96%	17	14	82%	1,018	970	95%	
農林水産省	金額	62,291	41,401	66%	150,597	5,371	4%	212,888	46,772	22%	物品役務：平成30年度から全面導入 公共工事：スケジュールに沿って順次導入中
	件数	1,545	1,007	65%	2,807	8	0%	4,352	1,015	23%	
国土交通省	金額	68,235	62,784	92%	2,272,927	120,731	5%	2,341,162	183,514	8%	物品役務：平成29年度途中から全面導入 公共工事：スケジュールに沿って順次導入中
	件数	1,851	1,798	97%	19,745	47	0%	21,596	1,845	9%	
環境省 (原子力規制庁を含む)	金額	85,344	85,267	100%	265,835	264,919	100%	351,178	350,187	99%	平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち1%程度)は未実施
	件数	712	710	100%	124	121	98%	851	831	98%	
防衛省	金額	17,905	8,134	45%	186,634	2,523	1%	204,539	10,657	5%	スケジュールに沿って順次導入中
	件数	252	100	40%	635	2	0%	887	102	11%	

(3)国の機関全体	金額	774,219	548,673	71%	2,982,183	395,735	13%	3,756,402	944,408	25%
(1)+(2)	件数	11,045	8,643	78%	23,907	204	1%	34,952	8,847	25%

※ 取組対象調達：競争契約のうち総合評価落札方式による調達及び随意契約のうち企画競争方式による調達(環境配慮契約法に基づく自動車の購入・賃貸借を除く。)
 ※ 「公共工事等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等をいう。
 ※ 「物品役務等」とは、取組対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。
 ※ (1)に挙げた11機関は、公共工事等の調達も含めて、平成29年度末までに全面導入済
 ※ 内閣法制局は、平成29年度から全面導入しているが、平成29年度の取組対象調達案件なし

○ 国の機関に係る女性活躍推進法第20条に基づく公共調達に関する取組状況(平成30年度)

「平成30年度公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ」
(内閣府) (令和元年12月25日公表)

(単位:百万円、件)

	物品役務					公共工事			合計				
	取組対象調達 の規模A	取組対象調達から①取組実施前の長期継続契約 及び②個人または地方公共団体のみを対象とす る調達を除いた規模 B	取組実施済 調達の規模C	C/A	C/B	取組対象調達 の規模D	取組実施済 調達の規模F	F/D	A+D	B+D	C+F	C+F/ A+D	C+F/ B+D
衆議院	金額 3,343 件数 23	3,343 23	3,343 23	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	1,193 15	485 6	40.6% 40.0%	4,536 38	4,536 38	3,827 29	84.4% 76.3%	84.4% 76.3%
参議院	金額 76 件数 9	76 9	76 9	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	752 14	0 0	0.0% 0.0%	828 23	828 23	76 9	9.2% 39.1%	9.2% 39.1%
最高裁判所	金額 751 件数 25	747 23	741 21	98.8% 84.0%	99.2% 91.3%	17,182 144	157 6	0.9% 4.2%	17,933 169	17,930 167	898 27	5.0% 16.0%	5.0% 16.2%
内閣官房	金額 2,724 件数 69	2,724 69	2,724 69	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	- -	- -	- -	2,724 69	2,724 69	2,724 69	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%
内閣法制局	金額 4 件数 1	4 1	4 1	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	- -	- -	- -	4 1	4 1	4 1	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%
人事院	金額 3,645 件数 20	3,645 20	3,645 20	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	- -	- -	- -	3,645 20	3,645 20	3,645 20	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%
内閣府本府	金額 24,812 件数 433	24,637 419	18,125 368	73.1% 85.0%	73.6% 87.8%	62,303 338	12,634 5	20.3% 1.5%	87,114 771	86,939 757	30,759 373	35.3% 48.4%	35.4% 49.3%
宮内庁	金額 8 件数 2	8 2	8 2	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	14 2	14 2	100.0% 100.0%	22 4	22 4	22 4	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%
公正取引委員会	金額 49 件数 3	49 3	49 3	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	- -	- -	- -	49 3	49 3	49 3	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%
警察庁	金額 13,510 件数 61	13,510 61	12,717 56	94.1% 91.8%	94.1% 91.8%	- -	- -	- -	13,510 61	13,510 61	12,717 56	94.1% 91.8%	94.1% 91.8%
個人情報保護委員会	金額 1,695 件数 17	958 14	958 14	56.5% 82.4%	100.0% 100.0%	- -	- -	- -	1,695 17	958 14	958 14	56.5% 82.4%	100.0% 100.0%
金融庁	金額 3,207 件数 38	3,140 33	3,140 33	97.9% 86.8%	100.0% 100.0%	- -	- -	- -	3,207 38	3,140 33	3,140 33	97.9% 86.8%	100.0% 100.0%
消費者庁	金額 3,115 件数 21	3,115 21	3,115 21	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	- -	- -	- -	3,115 21	3,115 21	3,115 21	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%
復興庁	金額 2,662 件数 64	2,662 64	2,662 64	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	- -	- -	- -	2,662 64	2,662 64	2,662 64	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%
総務省	金額 70,758 件数 916	70,283 844	52,227 420	73.8% 45.9%	74.3% 49.8%	- -	- -	- -	70,758 916	70,283 844	52,227 420	73.8% 45.9%	74.3% 49.8%
法務省	金額 61,859 件数 83	61,849 83	61,599 78	99.6% 94.0%	99.6% 96.3%	938 8	0 0	0.0% 0.0%	62,797 91	62,787 89	61,599 78	98.1% 85.7%	98.1% 87.6%
外務省	金額 7,070 件数 156	7,070 156	7,070 156	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	27 1	0 0	0.0% 0.0%	7,096 157	7,096 157	7,070 156	99.6% 99.4%	99.6% 99.4%
財務省	金額 94,248 件数 151	94,248 151	94,247 150	100.0% 99.3%	100.0% 99.3%	569 10	569 10	100.0% 100.0%	94,817 161	94,817 161	94,816 160	100.0% 99.4%	100.0% 99.4%
文部科学省	金額 48,225 件数 2,338	48,225 1,506	32,370 1,500	67.1% 64.2%	99.9% 99.6%	164 3	164 3	100.0% 100.0%	48,389 2,341	32,570 1,509	32,534 1,503	67.2% 64.2%	99.9% 99.6%
厚生労働省	金額 131,038 件数 968	128,600 951	128,600 951	98.1% 98.2%	100.0% 100.0%	3,357 23	2,738 20	81.6% 87.0%	134,395 991	131,957 974	131,338 971	97.7% 98.0%	99.5% 99.7%
農林水産省	金額 73,802 件数 1,550	73,802 1,550	71,937 1,449	97.5% 93.5%	97.5% 93.5%	163,431 2,750	18,097 15	11.1% 0.5%	237,233 4,300	237,233 4,300	90,034 1,464	38.0% 34.0%	38.0% 34.0%
経済産業省	金額 106,644 件数 1,212	63,592 1,158	60,931 1,147	57.1% 94.6%	95.8% 99.1%	- -	- -	- -	106,644 1,212	63,592 1,158	60,931 1,147	57.1% 94.6%	95.8% 99.1%
国土交通省	金額 93,445 件数 1,805	93,445 1,805	93,445 1,805	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	2,129,147 19,193	179,370 206	8.4% 1.1%	2,222,592 20,998	2,222,592 20,998	272,815 2,011	12.3% 9.6%	12.3% 9.6%
環境省	金額 108,093 件数 634	104,244 579	104,244 579	96.4% 91.3%	100.0% 100.0%	185,382 97	185,382 97	100.0% 100.0%	293,475 731	289,626 676	289,626 676	98.7% 92.5%	100.0% 100.0%
原子力規制庁	金額 10,933 件数 65	10,933 65	10,888 64	99.6% 98.5%	99.6% 98.5%	0 0	0 0	- -	10,933 65	10,933 65	10,888 64	99.6% 98.5%	99.6% 98.5%
環境省 (原子力規制庁を含む。)	金額 119,026 件数 699	115,177 644	115,132 643	96.7% 92.0%	100.0% 99.8%	185,382 97	185,382 97	100.0% 100.0%	304,408 796	300,559 741	300,514 740	98.7% 93.0%	100.0% 99.9%
防衛省	金額 37,782 件数 136	37,759 135	33,162 129	87.8% 94.9%	87.8% 95.6%	283,244 1,257	4,994 5	1.8% 0.4%	321,026 1,393	321,003 1,392	38,157 134	11.9% 9.6%	11.9% 9.6%
会計検査院	金額 229 件数 4	229 4	229 4	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	- -	- -	- -	229 4	229 4	229 4	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%
合計	金額 903,724 件数 10,804	837,075 9,747	802,254 9,136	88.8% 84.6%	95.8% 93.7%	2,847,703 23,855	404,604 375	14.2% 1.6%	3,751,427 34,659	3,684,778 33,602	1,206,858 9,511	32.2% 27.4%	32.8% 28.3%

注 四捨五入の関係で、合計額が一致しない場合がある。

配点例

現行：総配点の3%～10%とした場合を例示している※1

⇒プラチナえるぼし認定の創設にあわせ、更なるインセンティブを付与するため、12%の配点例を追加し、総配点の5%～12%とした場合を例示する改正を予定

評価項目例	認定等の区分※2		総合評価落札方式等 [単位：%(総配点に占める割合)]		
			評価の相対的な重要度等に応じて配点		
			配点例① (10%の場合)	配点例② (5%の場合)	配点例③ (3%の場合)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	1段階目※3 (認定基準1～2つ〇) 	5	2	1
		2段階目※3 (認定基準3～4つ〇) 	8	4	2
		3段階目 (全認定基準5つ〇) 	10	5	3
		行動計画※4	2	1	0.5
	次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・ プラチナくるみん認定企業)	くるみん(旧基準) 	5	2	1
		くるみん(新基準) 	7	3	1
		プラチナくるみん 	9	4	2
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業) 	9	4	2		

※1 具体的な配点については、契約の内容に応じ、各府省において配点の割合を含めそれぞれ設定。

※2 複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点。

※3 「労働時間等の働き方」に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。